

■ 70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の段階的見直しについて

見直しの内容	
1	70歳から74歳までの被保険者等に係る一部負担金割合 (1) 平成26年4月1日以降に70歳に達する被保険者等（誕生日が昭和19年4月2日以降の者）について、70歳に達する日の属する月の翌月以後の診療分から、療養に係る一部負担金等の割合を医療保険各法本則の規定通り2割とする（平成26年4月中に70歳に達する被保険者等は、同年5月の診療分から2割負担となる）。 (2) 平成26年3月31日以前に70歳に達した被保険者等（誕生日が昭和14年4月2日から昭和19年4月1日までの者）については、引き続き一部負担金等の軽減特例措置の対象とし、平成26年4月1日以降の療養に係る一部負担金等の割合は1割とする。
2	70歳から74歳までの被保険者等に係る高額療養費算定基準額 高額療養費算定基準額について、変更しないこととする。

1. 患者登録の対応について

平成26年4月1日以降に70歳に達する被保険者等で、保険開始日が平成26年5月1日以降の場合は、補助区分は「2割」又は「3割」の選択となります（「1割」は表示しません）。船員保険又は共済保険の下船等に該当する場合の補助区分についても同様です。国保の補助区分については、従来どおり「1割」も表示します。

※平成26年4月1日以降に70歳に達する被保険者等の登録ボタン押下時のチェック（環境設定日が前期高齢該当月の場合）

ア) 前期高齢該当月に前期高齢の保険が登録されてあるかチェックを行います。

【保険未登録の場合】

<社保>

「協会を老人負担割合へ追加変更します。よろしいですか？」のメッセージを表示します。選択画面でOKが選択された場合、前期高齢の保険を追加します。登録ボタン押下で、前期高齢の保険が登録されます。

<国保>

「警告！！前期高齢者となりました。保険を確認して下さい。」の警告メッセージを表示します。前期高齢の補助区分が今までの補助区分と異なる場合は、新たに前期高齢の保険を追加入力し登録してください。

イ) 前期高齢の保険の補助区分チェックを行います。

【平成26年度診療報酬改定対応パッチ適用以前に、前期高齢の保険を「1割」で登録済みの場合】

<社保>

「補助区分がありません。」のエラーメッセージを表示します。正しい補助区分に変更し登録しなおしてください。

<国保>

「補助区分1割は前期高齢者の補助区分ではありません。変更して下さい」のエラーメッセージを表示します。正しい補助区分に変更し登録しなおしてください。

2. 診療行為入力への対応について

※平成26年4月1日以降に70歳に達する被保険者等の診療行為入力時のチェック
(診療日が前期高齢該当月の場合)

ア) 前期高齢該当月に前期高齢の保険が登録されてあるかチェックを行います。

【保険未登録の場合】

<社保>

「老人の保険割合が設定されていません。保険を登録し直して下さい。」のエラーメッセージを表示します。患者登録で新たに前期高齢の保険を追加入力し登録してください。

<国保>

「警告！！前期高齢者到達日以降に保険確認がしてありません。確認して下さい。」の警告メッセージを表示します。前期高齢の補助区分が今までの補助区分と異なる場合は、患者登録で新たに前期高齢の保険を追加入力し登録してください。

イ) 前期高齢の保険の補助区分チェックを行います。

【平成26年度診療報酬改定対応パッチ適用以前に、前期高齢の保険を「1割」で登録済みの場合】

<社保>

「老人の保険割合が違います。保険を登録し直して下さい。」のエラーメッセージを表示します。患者登録で正しい補助区分に変更し登録しなおしてください。

<国保>

「老人の保険割合が違います。保険を登録し直して下さい。」のエラーメッセージを表示します。患者登録で正しい補助区分に変更し登録しなおしてください。

3. 負担金計算への対応について

平成26年4月1日以降に70歳に達する被保険者等
(誕生日が昭和19年4月2日以降の者)

・・・平成26年5月診療以降、75歳に到達するまで「2割」又は「3割」負担となります。

平成26年3月31日以前に70歳に達した被保険者等
(誕生日が昭和14年4月2日から昭和19年4月1日までの者)

・・・引き続き、75歳に到達するまで「1割」又は「3割」負担となります。

4. 70歳代前半の特例措置(1割据え置き)延長対応について

平成26年3月31日以前に70歳に達した被保険者等(誕生日が昭和14年4月2日から昭和19年4月1日までの者)については、引き続き一部負担金等の軽減特例措置の対象となる事から、プログラムによる特例措置の計算等対象期間を平成31年3月診療まで延長します。又、点数マスタ「099990120(特記事項20 二割)」の有効期間を平成31年3月31日まで延長します。(マスタ更新データ提供)